

令和6年1月31日	
資料提供 (県庁記者クラブと同時提供)	
担当課	湯浅保健所 衛生環境課
担当者	東
電話	0737-64-1293

## 犬・猫の飼い方講習会&譲渡会 in 湯浅

を開催します。

和歌山県では毎年多くの犬・猫が飼育放棄や飼い主がわからない等の理由で収容され、その多くがやむなく殺処分されている状況です。

そのため、県動物愛護センターでは県民の方々に動物との共生をするための正しい知識の普及と適正飼養・終生飼養について知っていただくため「飼い方講習会」を実施しています。

併せて、収容された犬・猫の一部を希望される方に譲渡していますが、譲渡を受けるためにはこの講習会を受講していただく必要があります。

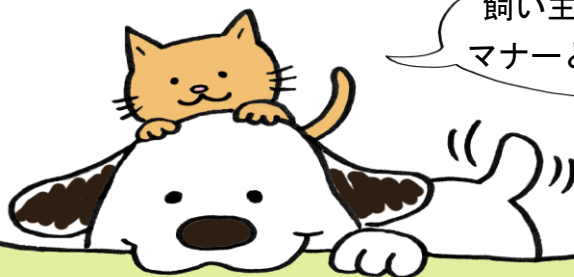
今回、この講習会&譲渡会を別紙のとおり湯浅で行います。

犬・猫の譲渡を希望される方、または犬・猫を飼っている方や飼おうと思っている方で犬・猫の飼い方を勉強してみたい方の受講をお待ちしています。

- 日時 令和6年2月16日（金曜日）  
午前11時から午後2時30分まで
- 場所 湯浅保健所（湯浅町湯浅2355-1）

※詳細は別紙

お問い合わせ先  
和歌山県動物愛護センター  
担当 前島  
電話 073-489-6500  
FAX 073-489-6504



## 犬・猫の飼い方講習会 & 譲渡会 in 湯浅

すでに飼っている方も、これから飼おうと思っている方も  
センターからの譲渡を希望する方も、ぜひ受講してくださいね！

和歌山県動物愛護センターでは、犬・猫の飼育を希望する方へ譲渡を行っています。  
譲渡を希望される方は飼い方講習会を受ける必要があります。  
今回、この講習会・譲渡会を湯浅で開催します。この機会に、ぜひご受講下さい。

### 【日程 & 場所】

令和6年2月16日（金）：湯浅保健所（湯浅町湯浅2355-1）

2階 大会議室

### 【時間】

11:00～12:00 飼い方講習会

※譲渡会に参加するには講習会の受講が必要です。

※予約は不要ですが、遅刻した場合途中からの受講はできません。

13:30～14:30 譲渡会（飼育環境調査とマッチング）

面接で飼育環境を確認します。詳しくは裏面をご覧ください。

適正な飼育環境が確認できない場合、譲渡できないことがあります。

（当日、譲渡できる動物がない場合、マッチングは中止となります。）

※飼い方講習は随時リモートで実施しています。詳細はこちら

※犬を譲渡する場合狂犬病予防注射代 2,700 円が必要です。

※譲渡会は天候等により中止する場合があります。



お問い合わせ先：和歌山県動物愛護センター（073-489-6500）

# 本当にきちんと飼うことができますか？

和歌山県動物愛護センターでは、事前に面接により下のような「飼育環境調査」を行い、適正が確認されてから動物を譲渡します。

- ✓ 本当にきちんと飼うことができるかどうか  
飼い始める前にチェックしてみましょう！



- 家族の一員として迎える心構えができています
- 家族全員が動物を飼うことに賛成しています
- 引越しや家族構成が変わっても、最期まで飼い続けることができる
- 子供が飼いたいというだけでなく、世話・しつけをする大人がいる
- 集合住宅の規則や賃貸契約等で動物の飼育が禁止されていない
- 食事代、病気の予防や治療代、犬の場合は登録・狂犬病予防注射代などの費用、毎日の食事や散歩などの手間を惜しまない
- 動物に関する法律および条例を守ることができる
- オスでもメスでも不妊手術を受けさせる
- センターが行う電話調査や家庭訪問に協力できる
- 入院したときなど、万一の時に代わりに責任を持って世話をしてくれる人がいる
- 上の項目で考えている方の住所・氏名・連絡先を明らかにできる
- 1年以内に「飼い方講習会」を受講している

## — お問い合わせ —

和歌山県動物愛護センター 〒640-1251 和歌山県海草郡紀美野町国木原 372  
10:00～17:00 (火曜日休館) TEL.073-489-6500 FAX.073-489-6504  
HP <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031601/animal.html>